



鳥取労働局発表
平成29年3月15日（水）

担 当	鳥取労働局
	労働基準部監督課
	課長 津田 恵史
	過重労働特別監督監理官 久保田 剛
	電 話 0857-29-1703

長時間労働等が疑われる事業場に対する重点監督を実施しました ～時間外・休日労働の削減に向けた指導を実施～

鳥取労働局（局長 ^{うちだ としゆき} 内田 敏之）は、県内の労働基準監督署が昨年11月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における長時間労働や賃金不払残業が疑われる事業場に対する重点監督の実施結果を取りまとめました。

これらの事業場に対しては、是正に向けた指導を行うとともに、是正状況の確認を行います。

鳥取労働局及び労働基準監督署では、1か月当たりの時間外・休日労働時間数が80時間を超えると考えられる事業場など、長時間労働が疑われる事業場の全数に対する監督指導の徹底を始め、引き続き、長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行っていきます。

【重点監督の結果のポイント】

- 1 重点監督の実施事業場： **25 事業場**
このうち、21 事業場（全体の 84.0%）で労働基準関係法令違反あり
- 2 主な違反内容 [1のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
 - (1) 違法な時間外・休日労働があったもの： **16 事業場（64.0%）**
 - (2) 賃金不払残業があったもの： **4 事業場（16.0%）**
 - (3) 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの： **1 事業場（4.0%）**
- 3 主な健康障害防止に係る指導の状況 [1のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]
 - (1) 過重労働による健康障害防止措置が
不十分なため改善を指導したもの： **19 事業場（76.0%）**
うち、時間外労働を月 80 時間^{※2}以内に削減するよう
指導したもの： **9 事業場（36.0%）**
 - (2) 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの： **5 事業場（20.0%）**

※1 法定労働時間を超える労働のほか、法定休日における労働も含む。

※2 脳・心臓疾患の発症前1か月間におおむね 100 時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね 80 時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため。

事例 1 (道路貨物運送業)

最も長い労働者で月100時間を超える違法な時間外・休日労働を行わせていたもの

監督指導において把握した事実 と 監督署の指導

労働者の自己申告及び残業申請書から把握された時間外労働の実績を確認したところ、最も長い労働者（トラック運転者ではない。）で、36協定の上限である月45時間を超える月157.6時間の時間外・休日労働が行われていた。

監督署の対応

- ①労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告
- ②過重労働による健康障害防止の観点から、時間外・休日労働時間の月80時間以内への削減について専用指導文書により指導

事例 2 (飲食業)

最も長い労働者で月100時間を超える違法な時間外労働を行わせており、かつ、割増賃金を適正に支払っていなかったもの

監督指導において把握した事実 と 監督署の指導

- 1 業務レポートに労働者が労働時間を自己申告する方法により把握された時間外労働の実績を確認したところ、36協定の上限である月45時間を超える月111.0時間の時間外労働が行われていた。

監督署の対応

- ①労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告
- ②過重労働による健康障害防止の観点から、時間外・休日労働時間の月80時間以内への削減について専用指導文書により指導

- 2 月45時間分の時間外労働時間に係る割増賃金を支払うこととしていたものの、実際の時間外労働時間数が月45時間を超えた場合に、不足分の時間外労働に対する割増賃金を支払っていなかった。

監督署の対応

- ①労働基準法第37条（割増賃金）違反を是正勧告
- ②不払いとなっている割増賃金の支払いを指導

事例3 (広告業)

36協定を締結せずに、最も長い労働者で月80時間を超える違法な時間外・休日労働を行わせていたもの

監督指導において把握した事実と監督署の指導

- 1 始業・終業時刻を上司に自己申告する方法により把握された時間外労働の実績を確認したところ、36協定を締結せずに、最も長い者で月81時間を超える時間外・休日労働が行われていた。

監督署の対応

- ①労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告
- ②過重労働による健康障害防止の観点から、時間外・休日労働時間の月80時間以内への削減について専用指導文書により指導

- 2 定期健康診断の結果、有所見者に対して、医師等による意見聴取を行っていなかった。

監督署の対応

- 労働安全衛生法第66条の4（医師からの意見聴取）違反を是正勧告

事例4 (製造業)

特別条項付き36協定の範囲を超えて、最も長い労働者で月100時間を超える時間外・休日労働を行わせていたもの

監督指導において把握した事実と監督署の指導

- 1 労働基準監督官がタイムカード等の労働関係書類を調査したところ、36協定の上限である月80時間を超えて、最も長い労働者で月104時間の時間外・休日労働が行われていた。

監督署の対応

- ①労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告
- ②過重労働による健康障害防止の観点から、時間外・休日労働時間の月80時間以内への削減について専用指導文書により指導

- 2 時間外労働に対する割増賃金を一切支払っていなかった。

監督署の対応

- ①労働基準法第37条（割増賃金）違反を是正勧告
- ②不払いとなっている割増賃金の支払いを指導